

別添 審査表 1

(1) 共通審査基準（国産濃厚飼料生産の推進のうち国産濃厚飼料の生産技術実証）

応募者名： _____

審査項目	審査の観点	審査基準	得点
事業執行体制の妥当性	○事業実施主体の要件を満たしているか。 ○定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○会計規程が整備されているか。 ○円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加算	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	
他の補助事業での評価	○過去に実施した国の補助事業の評価において、成果目標が未達となっており、指導が続いている。	該当する場合は、－4点	
満点 16点			

(2) 事業別審査基準 (国産濃厚飼料生産・利用拡大対策)

審査項目	審査の観点	審査基準	得点
事業計画等の 妥当性	① 効果的な事業が期待できるか。	【6点満点】	
	ア 計画全般 ○ 現状や地域特性を踏まえた課題や課題解決に向けた方針が明確にされているか ○ 実証の内容が、課題を解決するために効果的な内容となっているか ○ 実証の内容、作業時期等が明確に示されており計画的な取組となっているか	6点：特に効果を高めるための工夫がある 4点：効果的な内容である 2点：効果を高めるための改善が必要 0点：事業効果が期待できない ※：0点の場合は不採択	
	イ 実証規模 ○ 実証の規模は課題に対して過大でないか	0点：適切である －3点：過大となっている	
	② 取組の定着や普及が期待できるか	【4点満点】	
	ア 生産された国産濃厚飼料を利用する畜産農家が明確となっているか	2点：利用する畜産農家が明確となっている 0点：利用する畜産農家が明確でない (出荷先が畜産農家以外となっている)	
	イ 普及啓発活動の実施 ○ 現地検討会等を開催するか (事業の関係者以外の者が参加可能なもの) ○ 取組事例等を掲載したパンフレットやマニュアルの作成・配布を行うか ○ ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知を実施するか	1点：取組予定あり 0点：取組予定なし	
	③ カビ毒の検査体制の整備 ○ 生産段階及び利用段階でのカビ毒検査を実施する体制が整備されるか	1点：実施予定あり 0点：実施予定なし	

審査項目	審査の観点	審査基準	得点
事業計画等の 妥当性	④ その他	【5点満点】	
	ア 目標の水準 ○ 成果目標の設定水準（単収、生産コスト等）	1点：成果目標が以下のうち1つ以上設定されている ・単収を5%以上増加又は1000kg/10a以上（子実とうもろこし） ・生産コストを3%以上低減 ・新たに生産する場合にあっては生産を可能とするための実証が含まれている 0点：上記以外	
	イ 当該作物の生産経験 ○ 生産実証支援においては、新たに生産を開始する取組を優先する	1点：新規の取組 0点：生産実績あり	
	ウ 農地の有効利用 ○ 畑地での生産又は水田での転作作物としての生産を行う	2点：畑地での生産 1点：水田での生産（「水田農業高収益化推進計画」に子実用とうもろこし（飼料用に限る）が位置付けられている） 0点：水田での生産（「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられていない）	
	エ 地域計画への位置づけ ○ 事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に位置付けられた飼料生産に係る担い手に該当するか	1点：該当する 0点：該当しない	
		満点 15点	

(3) 継続地区加算ポイント (1つを選択)

審査項目	審査の基準・得点	
複数年度にわたって事業を実施する必要性 【5点満点】	－ 1点：複数年度にわたって事業を実施する必要性が乏しい。	
	2点：複数年度にわたって事業を実施する必要性が認められ、事業の効率化が図られる計画である。	
	3点：複数年度にわたって事業を実施する必要性が認められ、成果目標の向上が見込まれる計画である。	
	5点：複数年度にわたって事業を実施する必要性が認められ、成果目標向上の見直しが行われた計画となっている。	
		満点 5点 (3)

合計ポイント (1) + (2) + (3)	
---------------------------	--

(4) 地方農政局の所見

※一部見直しが必要との評価の場合は、どのような見直しが必要か記載すること。

※一部見直しが必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直しを条件とする旨、記載すること。

※事業執行体制の妥当性、事業執行方法の妥当性、補助金管理体制の妥当性、事業計画等の妥当性のうち①効果的な事業が期待できるかについて及び③その他イ当該作物の生産経験（生産モデル支援の場合のみ）については、いずれか一つでも0点の評価を受けた場合は、不採択とする。